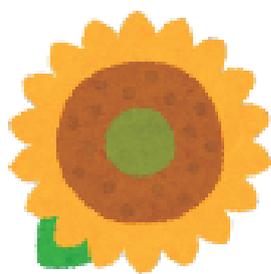


みんなの



しあわせのために

市民のみなさんへ

大野城市では、人権・同和問題の解決に向けて、毎年7月の「同和問題啓発強調月間」にあわせ、人権・同和問題啓発冊子「みんなのしあわせのために」を発行しています。

この冊子は、わたしたち一人一人が人権尊重の精神をはぐくみ、身のまわりで起きている様々な差別や人権課題に「気づき・考え・行動できる」ようになることをめざして作成しています。

この冊子が、みなさんのご家庭や地域における人権の学びに役立ち、「豊かな人権文化にあふれたまち」をつくるきっかけとなることができれば幸いです。

大野城市では、令和5年12月にそれまでの条例を改正し、「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」を制定しました。この条例改正は、近年、インターネット上の差別書き込みなど、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害が多数発生し社会問題化していることを踏まえ、大野城市として、あらゆる差別や人権侵害を許さない姿勢と人権尊重社会を市民の皆様とともに実現する強い意思を示すことを目的としたものです。この条例に基づき、いっそう「人権侵害や差別・いじめのない、豊かな人権文化にあふれたまち」にしていくため取り組みを進めて参ります。



※第3次大野城市人権教育・啓発基本指針
における分野別人権問題

もくじ

- P1 市民のみなさんへ
- P2 大野城市の取り組み
- P3～4
 - 知らず知らずのうちに相手を傷つけていませんか？～今知りたい！マイクロアグレッションって何？～
- P5～6
 - マイクロアグレッションは差別につながっている
 - マイクロアグレッションを防ぐために私たちにできること
- P7
 - 人権問題相談窓口

大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例 第1条

この条例は、日本国憲法、世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別等の解消を目的とした法令等の理念にのっとり、市民一人一人が人権を尊び、部落差別をはじめ、障がい、性別、性自認、性的指向、人種、国籍、民族、年齢等を理由とする差別及びいじめ、虐待、ハラスメント等の人権侵害を解消するとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

大野城市の取り組み

市民のみなさんに「人権」について理解していただくために、次のような取り組みを行っています。

内 容	
学 校	身のまわりの人権問題や、人権の大切さについて、子どもたちが正しく理解できるような学習を進めています。 (例)「社会科基底カリキュラム」を活用した教育実践の推進、授業での「人権作文」「人権ポスター」の制作、デートDV防止研修、人権教室や人権の花運動など
家 庭	家庭で人権問題について話し合い、人権の大切さについて考えてもらえるような啓発資料を配布しています。 (例)人権・同和问题啓発冊子「みんなのしあわせのために」、男女共同参画啓発冊子、「あなたらしく、わたしらしく」、広報「大野城」など
地 域	地域の中で人権問題について考えてもらうきっかけとなるよう、講演会の開催や、人権啓発講座の動画配信などを行っています。 (例)コミュニティ別人権・同和问题研修会、人権をまなぶ講座、人権週間講演会など
市役所・市の施設	市民のみなさんに人権問題に関する情報を伝えるために、様々な啓発活動や情報提供を行っています。 (例)街頭啓発、市ホームページでの情報提供、視聴覚教材の貸出 など



「同和问题啓発強調月間／街頭啓発」
(毎年7月)市内各地で実施



「コミュニティ別人権・同和问题研修会」
(毎年7月)各コミュニティセンターで開催



「人権週間講演会」
(毎年12月)講演会等を開催



「人権カレンダーを作ろう！&人権パネル展」
(毎年11月)まどかフェスティバルで実施



「人権をまなぶ講座」(毎年12月～2月)オンラインによる動画配信

【小学校】
人権教室・人権の花運動
(毎年1校ずつ)

【中学校】
デートDV防止研修
(全5校 2年生・教職員)

人権・同和问题啓発のための視聴覚教材(DVD・ビデオ等)の貸出を市内事業所向けに無料で行っています。大野城市視聴覚ライブラリー(大野城まどかぴあ総合案内 TEL 092-586-4000)

知らず知らずのうちに相手を傷つけていませんか？

～今知りたい！ マイクロアグレッションって何？～

先月営業成績がトップで
会社で表彰されたんだ！



女性なのにすごいね！
ただ、仕事はほどほど
でいいんじゃない？



え？それって
女だから
ってこと？



なにげない一言で、人を傷つけている。それは「マイクロアグレッション」かも？

マイクロアグレッションとは？

マイクロアグレッションとは、「小さな攻撃性」という意味で、日常的な何気ない言葉や態度で相手を無意識のうちに傷つけてしまう行為です。誰もが日常的にマイクロアグレッションを行う可能性があり、その背景には社会的に少数派の人々に対して無意識に抱いている思い込みが根底にあると言われています。

相手を傷つけようとするつもりはなく、むしろほめようとして行われることもあります。言った側も相手がどう思うか考えが及ばず、自覚していないことも多いため、言われた側は傷ついたことを伝えづらく、小さな針が刺さったように、こころに傷ができてしまいます。



どうしてマイクロアグレッションが起きるの？ ～気づきづらい思い込み～

マイクロアグレッションが起きる背景には、傷つけた人が無意識に抱いている思い込みがあると言われています。思い込んだ考えは、先入観となり、ものの見方を偏らせてしまうことがあります。それは、まるで目に見えない色メガネのようなものです。

例えば、「ブラジル人はみんなサッカーが得意だ」といった考えの色メガネをかけていたとすれば、ブラジル人ならサッカーができると思い込み、「サッカー得意？」と尋ねるかもしれません。しかし、ブラジル人だからといって誰もがサッカーが得意とは限りませんし、いろいろな人から何度も同じ質問をされることを不快に感じる人もいるかもしれません。

やっかいなことに、考えには重さも色もありません。そのため、自分が考えの色メガネをかけているかどうかさえも、気づかない場合が少なくありません。今日から、自分がどんな色メガネをかけているか、自分の思い込みをふりかえてみてはいかがでしょうか。





☑ ここでセルフチェック！

以下のような言葉を、
つい口に出してしまったことはありませんか？

(男性に)家事や育児をしているなんて偉いですね。

若いのに、あの子は声が小さいし、元気がないね。

(外国人なのに)日本語がじょうずですね。

(女性に)彼氏／(男性に)彼女はいるの？

思い込み・偏見

家事・育児は女性がするものだ。

若い人は皆、元気であるべきだ。

外国人は日本語ができない。また、容姿だけで日本人ではないと判断している。

誰もが異性を恋愛対象とするものだ。

1つでも当てはまったら、もしかしたら気づかぬうちに誰かを傷つけているかもしれません。

マイクロアグレッションによって、こころの傷が蓄積してしまうと…

マイクロアグレッションによるこころの傷は、だんだんと気づかぬうちに蓄積していくと言われています。コップに水が少しずつたまっていくと、やがて水があふれだしてしまうように、慢性的にマイクロアグレッションを受け続けた場合、こころに傷が少しずつ蓄積していき、メンタルヘルス不調を引き起こすこともあります。

さらに、マイクロアグレッションは個人の問題にとどまらず、周りの人間関係に悪影響を与える場合があります。また、マイクロアグレッションが日常的に多い職場では、職場の人間関係が悪化しやすく、仕事の生産性や問題解決能力が低下する場合があります。



メンタルヘルス不調



人間関係悪化



職場の生産性低下

こころの声を聞いてください ～ 聴覚に障がいのある市民の声～

- 「町内会で、何も聞かれずに組長の番を飛ばされた。聞こえる人と対等に扱われずショックだった。」
- 「病院で病状や薬の説明を受ける際に、こちらを向いてくれないし、付き添いの人ばかり見て説明をされた。自分がどんな病気で何の薬を処方されているかわからず不安だった。」
- 「聴覚に障害があっても話せる人もいます。『本当は聞こえるんじゃない？』と疑われて悲しかった。」

見た目だけで
判断しないで

本当に障がい
があるの？



その一言、その行動の前に、相手の気持ちを考えてみませんか？

マイクロアグレッションは、自覚なき差別につながっている

ジェンダーの差別

昇進したんだ。
うちの会社に
女性登用制度が
あってよかったね。

自分の努力
なのに…



左のイラストの女性は悲しそうな顔をしています。こんな言葉を投げかけられた人はどんな気持ちになるでしょうか。少し考えてみませんか。

自分の努力や成果を認められていないと感じるかもしれません。それだけでなく、職場全体の雰囲気や協力関係が損なわれる可能性もあります。

全ての働く人が性別に関係なく、公平に評価される職場風土を作ることが大切です。

部落差別

無知や誤解は、自覚なき差別につながります。自分が聞いたことがないからといって部落差別を今は無いものとして扱うことは、差別に苦しむ人の存在を無視することにつながります。

近年もインターネット上の被差別部落に関する差別的な書き込み等の人権侵害が後を絶たず、今もなお苦しんでいる人がいます。福岡県による調査では、2020年7月から2023年3月までに計4782件ものインターネット上の部落差別に関する差別的な投稿が確認されました。

部落差別って
もう過去の話
だよ。

今も苦しんでいる人
がいるのに…



「差別されない権利」を認めた画期的な判決

2016年に戦前の被差別部落の状況をまとめた「全国部落調査」の復刻版を発行しようとし、また、インターネット上に地名を公開したことについて、部落差別の助長・拡散につながるとして出版の差し止めや公開された情報の削除などについて争われた裁判が行われました。

2023年6月に東京高裁が、幸福追求権及び平等権の侵害があるとして、「差別されない権利」を憲法13条、14条1項に由来する一般的な権利内容として認め、出版禁止やインターネットに公開された地名に関する情報の削除を命じました。さらに、2024年12月に、最高裁判所が原告側と出版社側双方の上告を退けたことにより、東京高裁判決が確定しました。「差別されない権利」を認めたこの裁判の判決は、今後の差別のない人権尊重社会の実現に向けて大きな意義があるものといえます。

※憲法13条(幸福追求権):すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

※憲法14条1項(平等権):すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

年齢の差別

年齢によって、その人の能力は決まってしまうものなのではないでしょうか。

「高齢者はパソコンが苦手」と年齢でひとくくりにして考えたり、「新人にしてはやるな」と若いだけで未熟だと思ったりした経験はありませんか。

何気なく放ったその一言が、その人の個性や能力を否定し、嫌な思いをさせているかもしれません。

パソコン作業難しいでしょ。私かして
おくからいいよ。

そのくらい自分で
できるのに…



外国人の差別

生まれも育ちも
日本なのに…

おはしの使い方
上手だね！



外国人の方と出会った時、「日本語はしゃべれない」と思ったことはないでしょうか。

人種や容姿からは、その人の国籍や能力、文化の背景はわかりません。相手をほめたつもりでも、「対等に接してもらえない」「異質な存在として扱われている」と傷つき、疎外感を感じている人がいるかもしれません。

外見や国籍だけで決めつけるのではなく、一人の人間として尊重し、接することが大切ではないでしょうか。

マイクロアグレッションを防ぐために、私たちにできること

伝える前に、立ち止まって、
相手の気持ちを考えよう



相手の表情を見て
言葉や態度をふり返ろう



もしマイクロアグレッションに気づいたら、「どうしてそう思うの？」と声をかけ、対話しましょう。（偏見に気づくきっかけになる）



一人一人が相手の立場を考え、相手のことをもう少し知ろうとするだけで、お互いに個性や違いを尊重しあい、誰もが住みやすい街になります。今日から、自分の言葉や態度をちょっとふり返ってみませんか。

人権問題相談窓口

令和7年2月
現在の情報です。

同和問題(部落差別)・インターネット上の人権侵害 マイクロアグレッション・ハラスメント等人権全般に関する相談	電話番号
みんなの人権110番(法務省)	0570-003-110
福岡法務局 筑紫支局	922-2881
ふくおか自殺予防ホットライン	592-0783
DV・男女共同参画に関する相談	電話番号
大野城市まどかぴあ男女平等推進センター(アスカール)総合相談	586-4035
アジア女性センター(ちくし女性ホットライン)	513-7335
配偶者暴力相談支援センター(福岡県)	584-0052
配偶者からの暴力相談電話(福岡県)(夜間・休日)	663-8724
春日警察署 生活安全課	580-0110
女性の人権ホットライン(法務省)	0570-070-810
あすばる男性のための電話相談(福岡県)	584-4977
外国人のための相談	電話番号
大野城市役所 コミュニティ文化課	580-1876
法務省 外国語人権相談ダイヤル(多言語)	0570-090911
アジア女性センター(多言語ホットライン)	513-7333
こどもに関する相談	電話番号
大野城市子育て世代包括支援センター(妊娠・出産・就学前の子育て全般)	580-1978
大野城市子ども相談センター(友人関係・心身の発達・児童虐待等)	585-2460
大野城市子ども療育支援センター(発達相談)	582-2760
大野城市教育サポートセンター(いじめ・不登校等)	580-1877
子どもの人権110番(法務省:こどもの人権問題全般)	0120-007-110
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	0120-0-78310
児童相談所全国共通ダイヤル ※最寄りの児童相談所につながります。	189
障がいのある人に関する相談	電話相談
大野城市役所 福祉サービス課	580-1852
福岡県発達障がい者(児)支援センター(福岡地域)Life(ライフ)	558-1741
ふくし何でも相談(大野城市社会福祉協議会)	501-3311
つくしぴあ(筑紫地区地域活動支援センター)	592-6800
性的少数者(性的マイノリティ/LGBTQ)に関する相談	電話番号
LGBTの方のDV被害者相談ホットライン(福岡県)	080-2701-5461
LGBT無料電話法律相談(福岡県弁護士会)	070-7655-1698
ふくおかレインボーホットライン(専門相談員)	090-7493-3487
犯罪被害にあわれた方の相談	電話番号
心のリリーフ・ライン(福岡県警察)	632-7830
性暴力被害者支援センター・ふくおか(福岡犯罪被害者支援センター)	409-8100
高齢者に関する相談	電話番号
基幹型地域包括支援センター(大野城市役所 すこやか長寿課)	501-2306
南地区地域包括支援センター	589-2632
中央地区地域包括支援センター	595-6802
東地区地域包括支援センター	504-5858
北地区地域包括支援センター	501-3838
人権問題全般(共通)	電話番号
大野城市役所 人権男女共同参画課	580-1840



みんなのしあわせのために 令和7年(2025年)3月

発行 / 大野城市役所 人権男女共同参画課

【住所】〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

【TEL】092-580-1840(直通) 【FAX】092-574-2053 【E-mail】jinken@city.onojo.fukuoka.jp

